

静岡県医療ソーシャルワーカー協会規約

設立	昭和35年12月19日	改定	平成4年4月1日
改定	昭和38年4月1日	改定	平成7年4月1日
改定	昭和39年4月1日	改定	平成8年4月1日
改定	昭和40年4月1日	改定	平成12年4月1日
改定	昭和48年4月1日	改定	平成19年10月20日
改定	昭和51年4月1日	改定	平成21年5月30日
改定	昭和55年4月1日	改定	平成24年5月19日
改定	昭和60年4月1日	改定	平成26年5月17日

第1章 総則

(会の名称及び事務局)

第1条 この協会は、静岡県医療ソーシャルワーカー協会といい、事務局を会長の所属する機関におく。

(目的)

第2条 この協会は、医療社会事業の発展を期するために会員相互の協力により、医療ソーシャルワーカーの資質を高め、地位の確立をはかり、もって公衆衛生の向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の資質及び専門技術の向上に関する事項。
- (2) 調査、研究に関する事項。
- (3) 普及、啓発に関する事業。
- (4) 会員の勤務条件の改善と資格の確立に関する事項。
- (5) 定期刊行物の発行に関する事項。
- (6) 関係機関との連絡協調に関する事項。
- (7) その他目的達成に必要な事項。

第2章 会員の構成及び資格

(構成)

第4条 この協会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員をもって構成する。

(正会員)

第5条 正会員は、四年制大学において社会福祉を専攻し、静岡県内において医療社会事業に従事する者（内規による）。

- 2 前事項の規定に準じ、理事会が認めた者。（内規による。）

【規約第5条2項についての内規】

1. 医療社会事業とは、「医療ソーシャルワーカー業務指針」に照らして判断し、該当しない場合は賛助会員とする。
2. 規約第5条2項の者（第5条1項に準じる者）
下記の条件をいずれも満たすこと
 - a. 1年間の現業経験
 - b. 当協会が主催する初任者研修会、またその他当協会が認める研修会において講習を受けること。（詳細は下記参照）
 - * 初任者研修会 : 年2回以上の参加
 - 一般研修会 : 年2回以上の参加上記の条件を満たした翌月以降の理事会承認の上、正会員へ変更を行う。

（準会員及び賛助会員）

第6条 正会員に該当しない者は以下のとおり分類する。

(1) 準会員

第5条2項に該当しない者がその基準を満たすまでの期間。

(2) 賛助会員

1. この協会の主旨に賛同する者で、理事会が認めた者。（学生を除く）
 2. 長年、当協会の発展に寄与した者。
- 2 準会員及び賛助会員は、役員になり総会で表決に加わることはできない。
ただし、準会員については、役員選挙に対する投票権は有するものとする。
賛助会員については、選挙権も有しないものとする。

（会員の義務）

第7条 会員は、会務及び研修・研究に積極的に参加しなければならない。

その基準を以下のとおり定める。（下記のいずれも満たさなければならない。）

- (1) 正会員は、3年間に1回以上総会に実出席すること。
- (2) 正会員は、3年間に1回以上研修会に参加すること。但し、本会機関誌『医療ソーシャルワーク』への投稿をもって研修会への参加に代えることが出来る。

（会員の退会）

第8条

- (1) 会員は、書面による申し出によって退会することが出来る。但し、退会年度の会費を納入しなければならない。
 - (2) 2年以上会費を滞納した場合は、退会とする。
 - (3) 正会員は特別の事由がある場合を除き、第7条の義務を遂行出来ないときは退会とする。
- ※ 特別な事由か否かの判断は、該当者の申し出に基づき個別ごとに理事会で判断し、本人に通知する。

第3章 会 費

(会費)

第9条 会費は、次に定めるところにより会費を納めなければならない。

- (1) 正会員 年間 7,000 円 (入会金 1,000 円)
- (2) 準会員 年間 7,000 円 (入会金 1,000 円)
- (3) 賛助会員 一口 7,000 円

第4章 役 員

(役員)

第10条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 8名
- (6) 監 事 2名

尚、事務局長は正会員の中から2名を協力員として任命することができる。

(任務)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協力員と事務局を構成し、事務を執行処理する。
- (4) 会計は、会計を執行処理する。
- (5) 理事は、会務を審議処理する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。
- (7) 会長、副会長、事務局長及び会計は、相互に兼務できない。

(選出)

第12条 役員は、会長・副会長を含めた理事12名と監事2名を会員の中から選出し、理事の役割分担は理事の互選とする。役員の出選方法は別に定める。(静岡県医療ソーシャルワーカー協会役員選挙規定)

(任期)

第13条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の任期は2年(4月1日より翌々年の3月31日まで)とし、1年ごとに半数を改選する。
- (2) 補欠により当選した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長及び顧問)

第14条 名誉会長及び顧問は総会の議決を経て会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に応ずる。

第5章 運 営

(機関)

第15条 この協会の運営に必要な機関として次のものを置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 理事会

(総会及び臨時総会)

第16条 総会は、毎年1回会長が招集する。役員 $\frac{2}{3}$ 以上の要求があったとき、または会員の $\frac{3}{10}$ 以上から総会開催の要請があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決及び委任)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。その場合、会員は出席したものとみなす。

(修正の動議)

第19条 修正の動議提出は、総会を構成する出席会員の10名以上の賛成者の連署を備えた修正案として、定められた時間までに議長に提出する。

- 2 予算をとまなう修正の動議または予算案修正をとまなう修正の提出は、修正の結果必要とする経費の明細を明らかにした文書を添え、総会を構成する出席会員の20名以上の賛成者の連署を備えた修正案として、定められた時間までに議長に提出する。
- 3 第1項および第2項の修正の動議である修正案の提出は、総会出席の会員数分の部数を修正案文書として提出する。

(修正動議の採決方法)

第20条 修正動議が提出された場合は、議長は修正動議から採決を行う。

- 2 修正動議の採決は書面表決での出席者は含まれない。
- 3 総会における修正の動議の採決が、出席会員の過半数を得られなかった場合は否決とし、原案について採決を行う。
- 4 原案の採決が出席会員の過半数を得られなかった場合は、議長は改めて発言を求め論議した後再度採決を行う。

(附議事項)

第21条 次の事項は総会に附議しなければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 事業計画、事業報告
- (3) 予算、決算
- (4) その他、重要な事項

(理事会)

第22条 次の各号の場合には理事会を招集しなければならない。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上の要求があったとき。

(3) 監事の請求があったとき。

(委員会)

第23条 会長は協会の運営上必要と認める場合、委員会を設置することができる。

2 会長は委員会を設置する場合、理事会の同意を得なければならない。

3 委員の任期は1年とし、会長が委嘱する。

4 委員会は委嘱事業について、理事会へ報告しなければならない。

(構成)

第24条 理事会は、会長・副会長・事務局長・会計及び理事をもって構成し、その過半数の出席がなければ開くことができない。

第6章 会 計

(協会の経費)

第25条 この協会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第26条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日におわる。

第7章 補 則

(細則)

第27条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経てこれを別に定める。

(施行日)

第28条 本会則は、平成26年5月17日より施行する。